

(社)日本原子力学会
第1回倫理委員会議事要旨

日時 H13.12.26(水)13:30~16:00
場所 日本原子力学会会議室
出席者 西原、宅間、班目、安藤、北村、杉本、中安、成合、樋口、宮本、矢野、
大和の各委員(12名)

配付資料

- 資料1 倫理委員会委員名簿
- 資料2 日本原子力学会倫理委員会規程
- 資料2 倫理委員会における財務の基本的考え方
- 資料3 倫理規定制定委員会から倫理委員会への引継ぎ事項
- 資料4 倫理委員会の活動について
- 参考資料1 日本原子力学会ホームページからの抜粋(倫理規程に関するもの)
- 参考資料2 倫理委員会活動のための参考

議事

1. 議事に先立ち、倫理委員会規程第4条の定めにより西原氏が会長から委員長に委嘱された旨の報告が西原氏本人よりあった。西原氏を委員長として以後の議事が進められた。
2. 出席委員全員の自己紹介があった。
3. 倫理委員会規程第5条の定めにより、西原委員長から宅間委員が副委員長に指名された。
4. 倫理委員会規程第6条の定めにより、西原委員長から班目委員が幹事に指名された。
5. 成合委員より、資料2、を用いて、理事会で承認された倫理委員会規程および倫理委員会における財務の基本的考え方が説明された。なお、資料2の末尾の運営申し合わせは、今後委員会の中で整備していくことにするとの方針が西原委員長から示された。
6. 成合委員より、参考資料1(p.5)を用いて、委員会発足に至るまでの経緯の説明があった。委員については11月27日の理事会の承認を受けていること、来年3月の年会の「理事会報告」の場で倫理委員会に関しても報告するので協力願いたい旨の要請があった。西原委員長から、原子力学会の倫理規程制定の動きは実際には1998年以前にさかのぼるとの補足説明があった。なお、原子力界ではデータ改ざん問題等があり、安全文化醸成に倫理の問題は避けて通れないこと、しかし倫理教育は方法論も確立しているとは言い難く、本委員会活動が重要である、等の意見交換があった。
7. 班目幹事より、資料3を用いて倫理規定制定委員会から倫理委員会への引継ぎ事項の説明があった。補足の形で、倫理規程の起草手順は、「憲章」執筆段階での討議事項をまとめる形で「行動の手引」が整備されたこと、制定委員会での議論はかなり細かいことに及んでいるが、議論がEメール上など、非会合上であったため、正式に記録としては残っていないこと、議事録と配布資料は事務局で保管して希望者に閲覧してもらうこととしていること、の説明もあった。

- 8 . 資料3 に関して意見交換が行われた。主なものは以下の通り。
- ・原子力学会は規格作りも行っている。これは社会に対し責任を生じる。学会や規格作成に協力する会員を守るという視点からも細かい倫理規程は必要である。
 - ・会員が倫理規程を遵守したため不利益を受けた場合、学会が訴えられる可能性もある。また倫理規程に縛られたくないために賛助会員を降りるといった企業への説明も大切である。技術者集団がギルドを作り自分のことは自分で守ってきた欧米と異なり、個人は組織に強く縛られがちで、個人倫理と組織倫理の関係は重要である。
 - ・「倫理規程は何が何でも守るべきものなのか」という問いへの回答を用意する必要がある。
 - ・技術者は技術の知識は持っているものの倫理教育を受けていない。その上、妙なエリート意識を持っていることもあり、問題を起している。その解決に学会は指導的役割を果たし得る。
 - ・組織の倫理となると、組織には非技術者もいるので、もっと広い人道的倫理の問題となる。
 - ・JCO は刑事裁判が終了しないと取り上げにくい、「もんじゅ」や「アスファルト固化プラント」の事故なら事例調査できるのではないか。
 - ・倫理は究極的には個人の問題で、組織ではない。現在の倫理規程も基本的には「個人」のものとして書かれている。
 - ・原子力は個人では「業」として成立しないという特色があり、それを踏まえた個人と組織の関係についての考察が必要である。
- 9 . 資料4 と参考資料2 を用いて、西原委員長から今後の委員会の進め方の説明があった。なお、運営細則（運営申し合わせ）は別途今後検討するとの説明があった。
- 10 . 今後の進め方について意見交換行われた。主なものは以下の通り。
- ・組織では上級管理職の倫理教育が必要である。これはもんじゅ安全性総点検などにも触れられていることであるが、具体的対応がよく分からない。学会主導などで講習会など企画すべきである。
 - ・労災と倫理では本質的に異なるところがある。旧動燃は、労災はほとんど0であるにも拘わらず倫理問題は発生した。
 - ・倫理活動はトップダウンとボトムアップの両方が必要である。
 - ・来年3月の年会の場でアンケート調査をするなど、できるところからやっていくべきである。とにかく関心を持ってもらうこと、議論する場を提供することが大切である。
 - ・アンケート調査には賛成する。しかし年会出席者は必ずしも全会員を代表していないことに注意がいる。
 - ・原子力界で会員の占める割合も少ないことも考えなければならない。
 - ・関心の薄い人への浸透策としては、まずは憲章だけでも見てもらうことから始めるべきである。
 - ・倫理委員会の審議プロセスの公開も大切である。
 - ・非会員への働きかけについても検討すべきである。倫理規程作成では外部の目も意識せざるを得なかったはずである。今後もそうであると思うが、外部が間違っている部分については外部を変えていく努力が必要である。
- 11 . 幹事会メンバーについては、委員長、副委員長、幹事に若干名加えることとし、人

選は委員長に一任された。

- 12．年会でのアンケート調査を実施することとし、文案を作成することとなった。
- 13．運営細則（運営申し合わせ）は次回審議することとした。
- 14．次回は1月28日13:30からとした。（後日2月18日10:00からに変更）